

【保育所入所】

保育所は、保護者が仕事をしている場合や病気などの理由で児童の保育ができない場合に、小学校入学前までの乳幼児を対象に保育を行う児童福祉施設です。

(1) 保育料

☆幼児教育・保育の無償化事業(令和元年10月1日から)

- ◆ 3～5歳児のすべての子ども及び町内に住所を有し、町内の保育所を利用する0～2歳児の保育料が無償化されます。
- ◆ 町内に住所を有し、町内の保育所を利用する3～5歳児の徴収対象者の副食費を保育園に支給します。(限度額ひとりにつき4,500円/月)

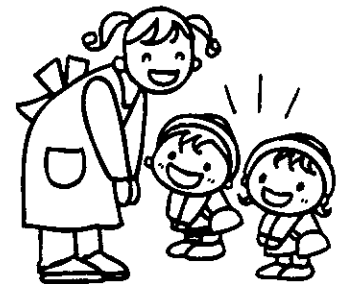
《多子世帯保育料等軽減事業》

第3子以降の児童が入所する場合

階層区分	保育料(月額)
第2～4階層	無料
第5～8階層	半額

- ◆ 認可外保育施設等を利用する3～5歳児のすべての子ども及び非課税世帯の0～2歳児の子どもの利用料が限度額まで無償化されます。
- ※保育の必要性の認定が必要です。

(保育料につきましては、町広報誌・町ホームページ等によりご確認ください。)



(2) 入所基準

保育所へ入所できる児童は、両親いずれも(両親と別居している場合には児童の面倒をみている者)が次のいずれかの事情にある場合です。

- ① 1月において48時間以上の労働常態とする場合
- ② 妊娠中であるか又は出産後間がない場合
- ③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有している場合
- ④ 同居の親族を常時介護又は看護している場合
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合
- ⑥ 求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っている場合
- ⑦ 教育施設に在学している場合
- ⑧ 認定職業訓練その他の職業訓練を受けている場合
- ⑨ 児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められる場合
- ⑩ 配偶者からの暴力により保育を行うことが困難であると認められる場合
- ⑪ 既入所児童が、保護者の育児休業の間に特定保育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められる場合
- ⑫ 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして町長が認める場合

(3) 保育所英語講師派遣事業（平成 25 年から）

幼少期から英語に慣れ親しみ、コミュニケーション能力を養うために、町内の全保育所を対象に月 2 回英語教育を実施しています。

(4) 一時預かり事業

普段は家庭内で保育している児童について、お母さん（保護者）が疾病等で一時的に保育できない場合、緊急一時的に保育所で保育できます。

町内すべての保育所で実施しています。

保育の期間 週 3 日程度・月 12 日以内

利用料金 1 日…1,800 円・半日…900 円（ただし食費は別途）

(5) 延長保育促進事業

保護者の就労時間等に合わせて、保育時間を延長して児童を保育します。実践状況等については各保育所にお問い合わせください。

(6) 障害児保育事業

障害児が入所した場合、適切な環境の下で保育できるよう、保育所へ必要な補助を行っています。

(7) より質の高いサービスを目指して、保育所には「苦情申出窓口」があります

適切な保育サービスが利用できるよう、各保育所には「苦情申出窓口」が設置されています。苦情は面接、電話、書面などにより各保育所で随時受け付けています。

(8) 広域入所

里帰り出産や、通勤途中に保育所がある場合など居住地以外の保育所についても選択できます。

(9) 申し込み手続き

次の各場所で手続きできます。

・福祉課（たちばなケアプラザ内） 77-5505

・各保育所

・各総合支所 久賀 79-1000 大島 74-1001

東和 78-1110 橘 77-5500

